

## 議事要旨(1) 金融商品専門委員会における検討状況について(現行基準見直しに係る論点整理)

冒頭、加藤専門委員長より、現行基準の見直しに係る論点整理について、5月中の議決を目指している旨、また8月までに論点整理に寄せられたコメントを分析し、9月上旬のIASBとの共同会議に臨みたい旨の説明がなされた。引続き、板橋専門研究員より、4月14日開催の金融商品専門委員会での審議状況及びそれを受けた論点整理案の修正内容について説明がなされた。説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

### (論点整理の方向性について)

- ・ ある委員から、本論点整理では様々な海外の動向に関連する問題が触れられており、長期的、中間的、短期的対応等、整理して記載する必要があるのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、表現の見直しを含めた整理を行うが、国内の関係者に対し、どのような意見を求めているのかが分かるよう工夫する旨の回答がなされた。

### (その他有価証券の分類の維持について)

- ・ ある委員から、現行の概念フレームワークでは、その他有価証券の評価差額は、純利益に含まれておらず、投資のリスクから解放された投資の成果とみられていないとしており、論点整理でも記載すべきとの意見があった。また、短期的に売却する予定のない中長期的な投資に係る評価差額を純利益に含めることは財務諸表利用者にとってミスリードとなるとの主張を行ってはどうかとの意見があった。これに対し事務局からは、概念フレームワークについては事実として記載することを検討する旨の回答がなされた。一方、中長期的な投資の観点は、専門委員会においても意見が出たが、事務局からは、中長期という観点だけでは純利益に含めない説明にはなり難く、公正価値により業績評価されている投資であれば尚更説明が困難であると考えている旨の説明がなされた。

### (その他有価証券の範囲について)

- ・ ある委員から、売買目的有価証券の範囲が日本においては狭く解されているとの意見には違和感があり、米国会計基準との間でもさほど違いはないのではないかとの意見があった。
- ・ 別の委員から、戦略的投資はあり得るものの、その他有価証券に含まれるものを戦略的投資とするにはその規模は大き過ぎるため、定義を明確にすべきであるとの意見があった。また、企業は戦略的投資とうたうからには適切なリスク管理を行い、公正価値の下落にも耐えうる状況にしているはずであり、こうした点も戦略的投資を明確にする要素となるのではないかとの意見があった。
- ・ また別の委員から、一時に理解しがたい実現損益が出てくることから、旧来の戦略的、中長期といった観点を維持することは難しく、当該分類を縮小又は削除するとの意見に対しては、より腰を据えた反論を考える必要があるとの意見があった。また、債券と債権の性質は本来類似しており、その間で評価を揃えていくべきとの問題意識については理解で

きるとの意見があった。さらに別の委員からは、戦略的、中長期といった観点が曖昧な概念であることは理解できるが、このような投資は単純なリターンだけを求めているものではないので、こうした評価差額を純利益に含めることになれば持続的成長に向けた経営管理は立ち行かないとの意見があった。

- 別の委員から、経営者の意図が重要であり、その他有価証券の分類を削除することは困難であるが、意図は自己規制的なものであり、経営者は保有意図を立証できる必要があるとの意見があった。
- さらに別の委員からは、戦略的投資について我が国の独自性を強調することが、IASB に対する意見発信として有効なのか疑問であるとの意見があった。これに対し事務局からは、日本では現実として当該分類の規模が突出しているようであり、株についてその他有価証券の分類を簡単に削除できる環境にないと考え、我が国に大きな影響を及ぼすとの意見を記載している旨の回答がなされた。

(持分法又は類似の方法について)

- ある委員から、事業提携やノウハウの相互利用等のための戦略的投資など目的が明確な投資について、関連会社株式と同様に持分法又は類似の方法による処理が適切との意見が記載されており、持分法又は類似の方法を採用する理由として、市場平均を超える成果の期待を挙げているが、関連会社への持分法の適用を一行連結と考えれば理解できるものの、事業提携やノウハウの相互利用を対象とすることは疑問であり、そもそも投資者側の営業利益に既に反映されているはずとの意見があった。また別の委員からも持分法又は類似の方法は採用すべきではないとの意見があり、事務局からは示唆を踏まえて引き続き検討したい旨の回答があった。

以 上